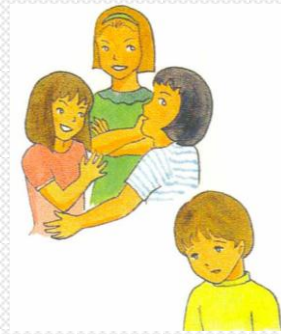


いじめ発見のポイント

学校では

【 子供の様子 】

- 笑顔がなく、しずんでいる
- ぼんやりとしていることが多い
- 視線をそらし、合わそうとしない
- わざとらしくはしゃいでいる
- 周囲の様子を気にして、おどおどしている
- 感情の起伏が激しくなる
- 休み時間に外に出たがらなくなる
- 休み時間などに、先生につきまとっている
- 先生との会話や関わりを避けようとする
- 給食を残すことが多い
- 遅刻や早退が多くなったり、保健室に行きたがったりする
- 急に学習意欲がなくなる
- 授業中に挙手や発言をしなくなったり、声が小さくなったりする
- 忘れ物が多くなったり、集中力がなくなったりする



【 友達関係 】

- 友達から言葉をかけられない
- 友達に笑われたり、冷やかされたりする
- 友達から、不快に思う呼び方をされる
- 一人であることが多い
- 友達関係が変わり、特定のグループで行動することが多くなる
- 係や当番の仕事を一人でやっている
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない
- 友達の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする
- プロレスごっこ等にいつも参加させられる
- 鬼ごっこでいつも鬼にされたり、サッカーでいつもゴールキーパーをさせられたりする

絶対に許さない！
見逃さない！

【 その他 】

- 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたり、落書きされたりする
- 個人の掲示物や作品がいたずらされる

家庭では

- 友達と遊びに出なくなり、一人であることが多い
- 学校や友達の話をしたがない
- いろいろな理由をつけてお金を求めたり、家族のお金を盗んだりする
- 携帯電話が頻繁に鳴るが、出ようとしていない
- 持ち物にいたずら書きの跡があったり、壊れていたりする
- 衣服が不自然に汚れていたり、破れたりしている
- 体のあちこちに傷やあざがある
- 家族と一緒に風呂に入りたがらない
- 理由もなく家族やペットに当たり散らす
- 学習意欲がなくなり、成績が下がり始める
- 朝になると、頭痛や腹痛などを訴え、登校を渋る



地域では

- 遊びの中でいつも笑いものにされたり、からかわれたりする
- 一人で下校するようになる
- 同級生よりも年下の子供と遊ぶことが多くなる
- 近所の人に、挨拶をしなくなったり、うつむいたりする様子が見られたりするようになる
- 自分のお金で、たくさんのお菓子などをかうようになる
- おどおどした様子で、万引きを繰り返すようになる



教職員のための

いじめ防止・解決 10の鉄則

- 1 いじめは絶対に許されないことや、いじめが行われていることを見たり知ったりしている場合は、すぐに教職員に伝えなければならないことを、繰り返し子供に指導する。
- 2 「この学年・学級にはいじめはない」という思い込みをせず、子供たちの様子をしっかりと観察・把握する。
- 3 いじめを受けている子供の話せない辛さに気づき、教職員は味方であることを親身になって伝える。
- 4 少しでも「あれ？」と思ったら、すぐ管理職や同僚に報告・相談するとともに、保護者にも連絡する。
- 5 「いじめを受ける側にも問題がある」という認識をもたず、いじめを受けていると感じている子供の気持ちに立って指導する。
- 6 本人がいじめを受けていると自覚していなくても、一方的な力関係に基づく小さな言動に、いじめの芽が存在していることに気づき、きめ細やかな指導を行う。
- 7 いじめを受けている子供と、いじめを受けている子供の言い分が違ってても、事実が明らかになって解決するまで、毅然とした態度で指導を続ける。
- 8 「仲直りした」「謝罪した」ことで安心せず、多くの教職員の目で、その後の子供たちの様子を丁寧に観察し、状況を確認する。
- 9 教職員がいじめの側に立っていたり、いじめを助長したりしていないか、自分の言動を見直す。
- 10 いじめが認知された場合は、迅速に教育委員会に報告するとともに、状況によっては、相談機関・警察等に連絡し、連携した対応を行う。

いじめとは・・・

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお起こった場所は学校の内外を問わない。
(文部科学省 平成19年度以降の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 による)

【いじめの例】

- 仲間はずしをする・無視する
- 物を取り上げる・お金を強要する
- からかう・悪口を言いふらす
- 嫌がることをする・万引きを強要する
- 電子メールで悪口を送信する・インターネットのサイトに悪口を書き込む
- 殴る・蹴る
- 恥ずかしい思いをさせる・服を脱がせる
- 使い走りをさせる・荷物を持たせる
- 物をかくす

※ この他にも、「鬼ごっこで、鬼にされることが多い」「サッカーでは、いつもゴールキーパーをやらされている」などの状況から、本人がいじめを受けていると自覚していなくても、いじめの芽につながらないか十分に注意して観察するとともに、繰り返し指導を行うことが大切です。

一人で悩まずに、
相談してください。



★ いじめについての相談機関

実施機関	事業名等	事業概要	対象	受付時間等	連絡先	備考	
武蔵村山市	教育委員会	教育相談室	教育全般の相談	小・中学生 保護者 教職員等	面接・電話相談 平日 9:00~17:00	0120-910-548 042-590-1470	市民総合センター 3階
	子育て支援課	子ども家庭支援センター	福祉・保健・医療等との連携による子供と家庭における総合相談	18歳未満 保護者	面接・電話相談 月~土 8:30~19:00	042-590-1152	市民総合センター 2階
東京都	教育委員会	教育相談センター	教育全般の相談	幼児~18歳 保護者 教職員等	面接・電話相談 平日 9:00~21:00 電話相談のみ 土・日・祝日 9:00~17:00 いじめ相談 ホットライン 全日・24時間	03-5800-8008 03-5800-8288	水道橋・立川出張相談室 電話相談のみ
	福祉保健局	小平児童相談所	児童虐待・養護相談・非行・心身障害・不登校・しつけ等相談	18歳未満 保護者	面接・電話相談 平日 9:00~17:00	042-467-3711	
		児童相談センター	生活・子育てに関する総合相談	18歳未満 保護者	電話相談 平日 9:00~20:30 土・日・祝日 ※ 9:00~17:00	03-3202-4152	相談内容によっては児童相談所を紹介
		★4152(よいこに)電話相談	生活・子育てに関する総合相談	18歳未満	電話相談 平日 9:00~20:30 土・日・祝日 ※ 9:00~17:00	0120-874-374 メッセージダイヤル 0120-874-376	時間外FAX受付 メッセージダイヤルは、メッセージ録音等可
	警視庁	話してみなよ東京子供ネット	子供の権利擁護専門相談 生活・子育てに関する総合相談 権利侵害事実調査	18歳未満	電話相談 平日 9:00~20:30 土・日・祝日 ※ 9:00~17:00	0120-874-374 メッセージダイヤル 0120-874-376	時間外FAX受付 メッセージダイヤルは、メッセージ録音等可
立川少年センター		非行、問題行動、しつけ等の相談	20歳未満 保護者等	面接・電話相談 平日 8:30~17:00	042-522-6938		
国	ヤングテレホンコーナー	非行、問題行動、しつけ等の相談	20歳未満 保護者等	電話相談 平日 8:30~20:00 土・日・祝日 ※ 8:30~17:00	03-3580-4970		
	文部科学省	24時間いじめ相談ダイヤル	いじめ全般に関する相談	全年齢	電話相談 全日・24時間	0570-0-78310	都いじめ相談ホットラインに接続
法務省	子ども人権110番	人権問題全般に関する相談	子供等関係者	面接・電話相談 平日 8:30~17:15	0120-007-110		

【担当課】 武蔵村山市教育委員会 教育指導課
042-565-1111 内線435・438

※ 年末年始を除く

武蔵村山市 いじめ追放アピール

学校・家庭・地域の力を合わせて

いじめを
絶対に許さない
見逃さない

1 いじめは絶対許されないことを、子供にしっかり教えよう

理由を問わず、いじめは人間として絶対に許されません。実態によっては、法律等により厳しく罰せられる重大な犯罪です。見て見ぬふりをすることも、許されません。いじめを行っている子供には、大人が毅然とした態度で指導を行い、迅速かつ確実な解決を図ることが大切です。

2 子供に人権の大切さを教え、思いやりの心を育てよう

全ての人間は、平等でかけがえのない存在です。子供が、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようにするために、大人は、あらゆる場面をとらえて、きめ細やかな指導や声かけを行う必要があります。

3 子供の様子や変化に気付き、じっくり話を聞こう

いじめを受けている子供は、何らかのサインで、大人に助けを求めています。多くの大人が、日頃から子供との関わりを通して、信頼関係を築いておくことが大切です。少しでも、子供に気になる様子が見られたら、親身に話を聞いてあげることが、いじめの解決につながります。

4 大人が力を合わせ、子供たちを温かく見守ろう

学校・家庭・地域の全ての大人が、日常的に子供たちに温かい声をかけるとともに、問題のある行動が見られたときには厳しく叱ることにより、子供たちの規範意識が育まれます。また、子供たちを、奉仕活動などに参加させることにより、社会性を身に付けさせることも大切です。

平成24年8月

武蔵村山市教育委員会